News Release



令和7年6月30日 九 州 運 輸 局

長崎自動車株式会社の乗合バスの上限運賃変更認可について

令和7年3月31日付けで長崎自動車株式会社(長崎県長崎市)より申請のあった乗 合バスの上限運賃の変更について、本日付けで申請のとおり認可いたしました。

1. 主な運賃の変更内容

	現行	申請
対キロ区間制		
基準賃率	27円50銭	37円50銭
初乗運賃	160円	220円
特 殊 区 間 制 (長崎市内)	1区 160円 2区 170円 3区 180円 4区 190円	1区 220円 2区 230円 3区 280円 4区 290円

- 2. 平均改定率 36. 7%
- 3. 実施予定日 令和7年9月1日(月)

運輸と観光で九州の元気を創ります

【問い合わせ先】

九州運輸局自動車交通部旅客第一課 高田、馬郡(まごおり)、副島

電話:092-472-2521

